

甲州市お試し移住事業
お試し住宅利用の手引き
～勝沼お試し住宅編～



平成29年6月

甲州市

施設のご案内

●所在地

勝沼お試し住宅の所在地は次の通りです。

〒409-1319 山梨県甲州市勝沼町勝沼2950番地



【アクセス】

①中央自動車道を勝沼ICで降り東京大月市方面（右レーン）へ東進



②国道20号に合流し1km程直進、橋を渡った先「柏尾交差点」を左折



③県道38号線を約2km直進する。（最終の信号は「勝沼地域総合局入口」）

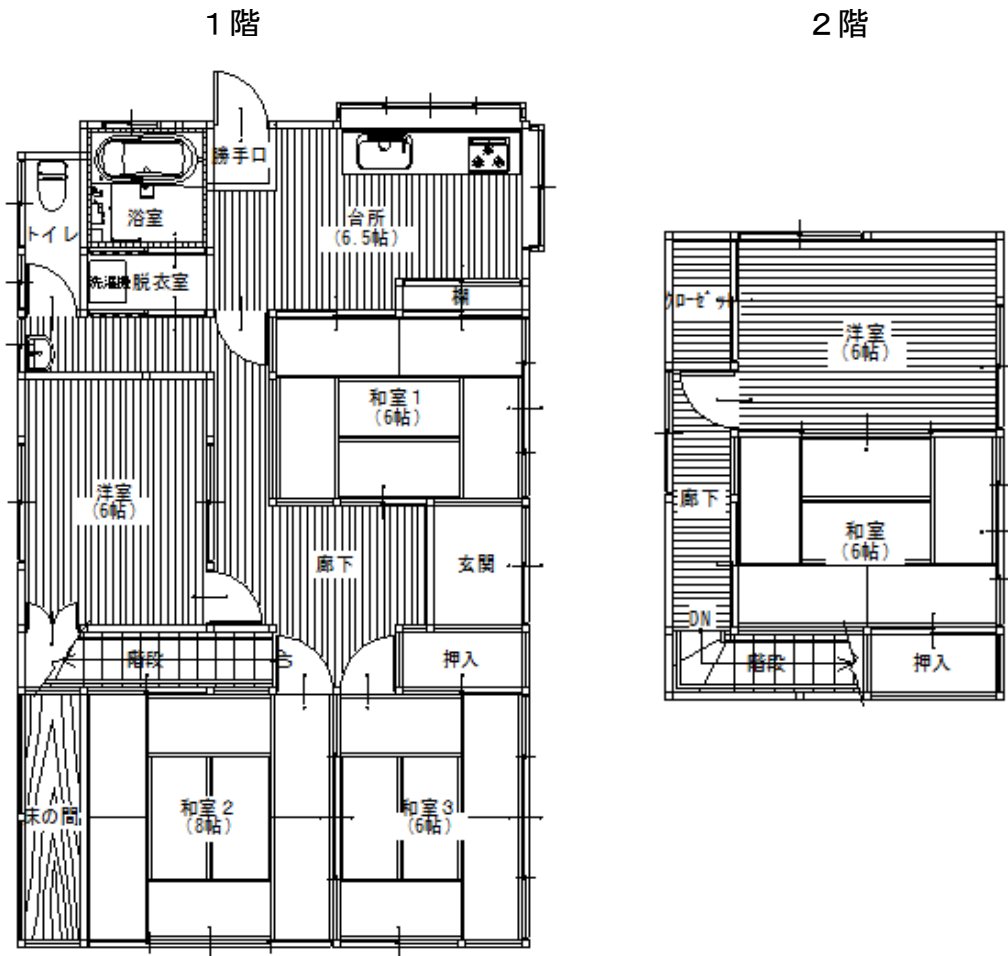


④お疲れ様でした。整骨院の看板の先が「勝沼お試し住宅」に到着です。



●施設の設備等

(1) 施設の間取りは次の通りです。(最大定員8名)



(2) 施設には次の家電等が設置されており、一般的な生活体験が可能です。

テレビ・洗濯機・冷蔵庫・電子レンジ・掃除機・炊飯器・電気ポット
入浴設備・調理設備・食器類、wi-fi 通信環境

1. 目的

お試し住宅は、甲州市に移住を検討する方に対し、本市における生活を体験する機会を提供することにより、本市の魅力と地域特性の理解促進を図ることを目的として設置するものであります。利用にあたっては、設置目的を理解し、甲州市への移住を検討する機会としていただけますようお願いいたします。

2. 施設を利用できる方の条件について

甲州市お試し移住事業に参加しお試し住宅を利用できる方は、次のすべての要件を満たす方となります。

- (1) 甲州市民ではない方（市外に住民登録を有し本市に移住を検討する方）
- (2) 甲州市の魅力や事業の感想等について市に報告いただける方
- (3) 暴力団員でない者
- (4) 参加者の遵守事項を履行できる者

3. 施設の利用申請について

お試し住宅の利用を希望する方は、甲州市お試し移住事業参加申請書等の所定の書類の提出が必要となります。書類の提出にあたっては、甲州市お試し移住事業実施要綱をご確認ください。

4. 利用料（参加料）について

お試し住宅の利用料（お試し移住事業参加料）は無料です。ただし、事業参加の申し込みに係る経費、参加中の移動経費、食費、遊興費、寝具リース料等は自己負担となります。

5. 参加期間及び回数の制限

甲州市お試し移住事業への参加期間は、1度の参加について3日以上7日以内（2泊～6泊）となります。また、参加回数は毎年4月から3月の1年間において4回までとし、前回の参加期間から1月以上経過しなければ次の参加はできないものとします。

6. 参加者が自ら手配等する事項について

(1) 寝具

お試し住宅には寝具がありません。参加者が自らお持込いただくか、市内の布団リース業者をご利用ください。

市内寝具リース業者一覧					
No.	名称	所在地※ ¹	電話※ ²	配送※ ³	料金
1	武藤ふとん店	勝沼町勝沼 3153-1	44-1439	可	※ ⁴
2	あきやま寝具店	塩山上於曾 1129	33-2206	可	
3	望月寝具センター	塩山下於曾 851-3	33-2443	可	

※¹ 所在地の住所は記載の住所標記の前に「甲州市」が付きます。

- ※2 甲州市の市外局番は（0553）となります。
- ※3 配送欄の「可」はお試し住宅での受け渡し（お届け）が可能となりますが、曜日、時間で店頭渡しとなる場合もございます。
- ※4 料金は1人一式の1泊あたりの料金の目安が1,000円程度となりますが、ご利用の季節や数量、配送の有無等により異なりますので直接各業者にご確認ください。

（2）食事

お試し住宅滞在中の食事は、参加者が自ら用意することとなります。施設には一般的な調理器具が備え付けてありますので、近隣のスーパー等で食材をお買い求めいただくか、市内飲食店等をご利用ください。

（3）アメニティ

ボディソープ、シャンプー等は設置しておりますが、お好みのものをお持ちいただくことをおすすめいたします。また、歯磨き用具、タオル類等、髭剃り等も参加者においてご用意ください。

7. その他注意事項

- ①お試し住宅事業参加者の移動手段につきましては、市内外の移動の利便性を考慮して自家用車を想定しております。電車、バス等のご利用による参加については、参加者において時間や路線等をお調べください。
- ②参加者のお車はお試し住宅敷地内に駐車可能です。ただし、参加者用を含め3台の駐車が見込まれますので、駐車位置等にご配慮ください。
- ③基本的な観光MAP等は施設内に配備してあります。また、参加申請受け後の決定通知に同封して郵送もいたします。
- ④鍵の受け渡し等については、決定通知発送後に申請者様とやり取りさせていただきますが、当面の間は、祝祭日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時、受け渡し場所は甲州市役所本庁舎となります。
- ⑤事業参加期間中の事故等については、市は一切の責任を負いかねますので、参加者の自己責任において保険加入、事故対応等を行ってください。
- ⑥参加者は、滞在計画及び参加報告書等の提出義務を有しますのでご承知おきください。
- ⑦その他、参加及び申請にあたっては「甲州市お試し移住事業実施要綱」をご確認ください。また、ご不明な点はお問い合わせください。

8. 連絡・問い合わせ先

甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進担当

電話：0553-32-5037

FAX：0553-32-1818

E-MAIL：seisaku@city.koshu.lg.jp